

25環共第453号
平成25年5月17日

経済産業大臣様

福島県知事

浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業環境影響評価方法書に対する意見について（通知）
資源エネルギー庁長官から送付のあった標記環境影響評価方法書に対する意見について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7第1項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

【環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項の規定に基づく福島県知事の意見】

1 総括的事項について

- (1) 当該事業については沖合における事業であり、既存の文献情報や評価事例も少ないことから、現地における調査を十分に実施し、また、先行して行う浮体式洋上風力発電機設置実証事業における知見を活用するなどして、適正な予測及び評価を行うこと。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
また、調査マニュアルが改正された場合や新たな評価手法が示された場合は、できる限り最新の知見を取り入れた手法により評価すること。
- (3) 調査及び予測に係る地点の選定、並びに期間の設定等については、その根拠や妥当性をわかりやすく環境影響評価準備書に記載するとともに、環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。
- (4) 対象事業実施区域及びその周辺における自然的状況及び社会的状況については、できる限り東日本大震災後の状況を把握し、環境影響評価準備書に記載すること。

2 騒音（水中騒音）について

- (1) 水中騒音の調査については、測定水深を水深30メートルとしているが、浅層部、中層部では暗騒音の影響が大きいことも予想されることから、深層部での測定についても検討すること。
- (2) 水中の様々な人工音が、水生生物、特に水生ほ乳類の行動に影響を与えることが知られているため、十分な予測評価を行うこと。

3 動物について

- (1) 鳥類の定点観察調査については、鳥類が多く飛翔する時間帯が、鳥類の種や季節、天候等により異なることから、一日のうちの時刻による飛翔数の変化や、天候等による飛翔数の変化も踏まえて調査すること。
- (2) 漁業生物の漁獲調査については、底層の調査以外にも、表層及び中層についても調査すること。

4 その他

環境影響評価準備書の作成に当たっては、上記の内容を十分に踏まえるとともに、措置を講じる場合には、必要に応じ関係機関と協議すること。

(事務担当 [REDACTED])